

第4 建築物の屋上等に設けるビアガーデン・遊技施設等

建築物の屋上（ルーフバルコニー含む。）に設けるビアガーデン，遊技施設等（以下「ビアガーデン等」という。）については，下記により指導するものとする。

1 基本的事項

- (1) 収容人員の算定，消防用設備等の設置については，令別表第1に該当する用途に準じて取り扱うものとする。
- (2) 二方向避難を確保すること。
- (3) 建基令第126条に規定する屋上広場が必要な建築物にビアガーデン等を設ける場合は，屋上広場以外の部分に設けること。
- (4) 3㎡以上の面積を有する舞台等については，準不燃材料とすること。

2 消防用設備等の設置

- (1) 消火器
 - ① 令第10条，規則第6条及び条例第34条の2の2の規定に準じて設置するものとする。
 - ② 前①により歩行距離及び所要単位を満たす場合を除き，火気使用場所（裸火に限る。）ごとに1単位以上の消火器を設置すること。
- (2) 屋内消火栓設備（スプリンクラー設備の補助散水栓を含む。）
 - ① 屋上にテスト弁がある場合は，当該用途部分を包含するようホース，ノズルを設置すること。

また，屋上にテスト弁がない場合は，直下階の当該設備により当該用途部分を包含するようホースを増設すること。

なお，屋内消火栓により当該用途部分を包含することができない場合は，歩行距離10m以下となるように消火器を設置すること。ただし，当該用途部分が出火のおそれ著しく少ないと判断される場合は，この限りではない。
 - ② テスト弁にあつては，起動装置，起動表示灯，位置表示灯等の設置指導は行わないものとする。
- (3) 警報設備
 - ① 令第7条第3項（器具については携帯用拡声器に限る）に規定する警報設備を設置すること。
 - ② 下階の防災センター（保安室等）との間に相互連絡のための電話又はインターホンを設置すること。
 - ③ 災害発生時に直接かつ迅速に消防機関へ通報することができる電話等を設置すること。
 - ④ ビアガーデン等の飲食用途については，携帯用拡声器を設置すること。この場合の設置個数は，避難階段，避難器具等避難口に対応する数とする。
- (4) 避難施設
避難口誘導灯については，令第26条の規定の例により設置すること。

3 防火管理及び避難管理

- (1) 法第8条の規定に準じて防火管理者の選任及び消防計画を作成し、届出をすること。ただし、防火管理者の選任について、当該用途に供する部分とその他下階部分と管理経営が同一であり、兼任する場合は、当該用途部分に責任者を定めさせ防火管理の徹底を図ること。
- (2) ビアガーデン等を設ける場所には、一時避難のためのスペースを確保すること。
- (3) 避難通路を確保すること。また、当該用途部分が条例第5章の避難及び防火の管理等の規定に該当する場合は、当該規定に準じること。

4 その他

- (1) 電気配線等は、電気工作物に係る法令の規定によること。
- (2) 建築物の屋上に設けるビアガーデン、遊技施設等の設置については、条則第13条第1項第6号（様式第15号の2）により所轄消防署に提出すること。
- (3) 建築物の屋上に屋根又は壁を設けた建築物を設置する場合は、事前に住宅都市局建築指導部建築審査課に相談するよう指導すること。